

日野市地域包括支援センター すずらん運営規定

(目的)

第一条 医療法人社団英世会が受託する、地域包括支援センターすずらん（以下「包括支援センター」という。）が行う地域包括事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員らが地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

(運営方針)

第二条 包括支援センターは、日野市の指導・支援のもと運営を行う。また、保健・福祉・医療等の各分野の関係機関、団体と連携を図るなどのネットワークを作りながら運営を行うものとする。

(施設の名称及び所在地)

第三条 包括支援センターの名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	日野市地域包括支援センター すずらん
所在地	日野市南平7丁目18番地の28 小林ビル1階

(事業の内容)

第四条 包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等は、次に定められた事業を行う。

1. 地域に、総合的・重層的なサービスネットワークを構築する。
2. 高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐ。
3. 虐待防止や不適切な身体拘束防止など高齢者の権利擁護に努め、そのための虐待予防委員会を定期的開催し、虐待対応にかかる指針を策定する。
4. 高齢者に対して包括的かつ継続的なサービスを提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネ体制の構築を支援する。
5. 介護予防業務、新たな予防給付が効果的にかつ効率的に提供されるように、適切なマネジメントを行う。
6. 感染対策マニュアルを策定し、適宜、感染症対策委員会を開催し、感染予防に努める
7. 災害時事業継続計画（BCP）を策定し、速やかに行動できるように周知する

(事業の実施地域)

第五条 支援センターの事業実施地域は次のとおりとする。

南平1丁目～9丁目

(利用対象)

第六条 包括支援センターが行う事業の対象者は、概ね65歳以上の支援を必要とする地域住民

(利用料)

第七条 包括支援センターの利用料は原則無料とする。

(職員の配置)

第八条 包括支援センターの事業を行うため、あらかじめ管理者を定め、次の職種の常勤を配置する。

- | | |
|-------------------|----|
| 1. 保健師若しくは経験ある看護師 | 1名 |
| 2. 社会福祉士 | 1名 |
| 3. 主任介護支援専門員 | 1名 |
| 4. その他事業に必要な専門職員 | 2名 |

(職員の責務)

第九条 包括支援センターの職員は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、正当な理由なく事業で知り得た秘密を漏らしてはならない。

(営業日)

第十条 包括支援センターの営業日は次のとおりとする、なお国民の祝日に関する法律(昭和23年法律178号)第3条に規定する休日は営業を行なわない。

1. 営業日 毎月曜日～金曜日。ただし1月1日、同月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの期間を除くものとする
2. 営業時間 午前9時00分から午後6時00分まで

(経理)

第十一条 包括支援センターの事業にかかる経理と、他事業の経理を明確に区別し整備、備品等に関する諸記録を整備するものとする。

(実績報告)

第十二条 包括支援センターの適切かつ積極的な運営を確保するために、一か月における

相談内容、処置状況等について報告を対象とする月の翌月十日までに関係機関に報告するものとする。

前項のほか、関係機関が必要とする事項について報告を求められた場合は、その事項について指定の期限までの報告しなければならない。

附則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

附則

この規定は平成22年7月5日から施行する。

附則

この規定は平成23年6月15日から施行する。

附則

この規定は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規定は令和元年9月1日から施行する

附則

この規定は令和6年4月1日から施行する。